

令和6年1月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和5年(ワ)第28号 国家賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和5年12月6日

判 決

5 住所 北海道磯谷郡蘭越町富岡1035-3

原告 野村 一也

住所 北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

被告 蘭越町

同代表者町長 金 秀行

10 住所 同所

被告 難波 修二

被告ら訴訟代理人弁護士 佐々木 泉頭

同 下矢 洋貴

同 福田 友洋

同 山田 敬之

同 土田 慧

同 中泉 絵莉子

同 山下 雄樹

主 文

20 1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告蘭越町は、原告に対し、100万円を支払え。

25 2 被告難波修二は、原告に対し、100万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告蘭越町に対しては、同町の職員らが原告に対し不法行為をしたと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として100万円の支払を求め、被告難波修二（以下「被告難波」という。）に対しては、蘭越町議会議員として、原告が提出した陳情を誠実に処理しなければならない（請願法5条）にもかかわらず、それを怠ったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償請求として100万円の支払を求めた事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲げた証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、被告蘭越町の町民である。原告は、被告蘭越町における、チセヌプリスキー場の公募売買につき問題意識を有し、被告蘭越町関係者に取材を行うなどしてきた。（弁論の全趣旨）

イ 山内勲（以下「山内」という。）は、平成28年12月20日から現在まで、被告蘭越町の副町長である。（争いが無い）

ウ 工藤伸也（以下「工藤」という。）は、令和3年8月当時、被告蘭越町の総務課職員であった。（甲162の2、弁論の全趣旨）

エ 今野満（以下「今野」という。）は、令和3年度において、被告蘭越町の総務課企画防災対策室長であった。（争いが無い）

オ 坂野孝洋（以下「坂野」という。）は、令和3年4月の時点で、被告蘭越町の総務課総務係係長であった。（争いが無い）

カ 被告難波は、平成27年5月から現在まで、蘭越町議会議員であり、令和4年当時、総務・文教常任委員会の委員長であった。（争いが無い）

(2) 本件に至る経緯等

ア チセヌプリスキー場譲渡先公募に関する公文書開示請求等

(7) 原告は、蘭越町長に対し、令和2年10月29日、①「チセヌプリスキー場譲渡に係る申込概要一覧」及び②「リフトの修復再開を提案した」JR

T以外の会社の提案書」等6点の開示を請求した。蘭越町長は、同年11月11日、上記①及び②の文書につき非開示決定をした。(甲35、甲42)

5 (イ) 原告は、同年12月1日、上記決定につき、公文書非開示決定処分に対する審査請求を行い、蘭越町情報公開審査会は、蘭越町長に対し、令和3年3月18日、蘭越町長が非開示と決定した部分のうち、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを除く部分については開示すべきである旨の答申を行った。蘭越町長は、この答申に基づいて、公募選定における申込概要一覧及び提案書を開示した。(甲10 51、52、この限りで争いがない)

#### イ 蘭越町議会議長に対する陳情書の提出

原告は、蘭越町議会議長に対し、令和3年2月12日、チセヌプリスキー場の売却にかかる入札談合行為と背任疑惑の真相究明を求める陳情書(甲15 57。以下「本件陳情」という。)を提出した。(争いがない)

本件陳情は、総務・文教常任委員会に付託され、同委員会は、同年9月15日、本件陳情を不採択とすることを決定し、蘭越町議会に報告した。(争いがない)

#### ウ 蘭越町ホームページリニューアル公募に係る公文書開示請求等

20 (ア) 原告は、蘭越町長に対し、令和3年8月3日、「請求に係る公文書の名称又は内容」を以下のとおりとして公文書開示請求(以下「1回目の開示請求」という。)をした。(甲178)

蘭越町ホームページリニューアル業務委託に関する以下の文書

- 1) 検討委員の所属・氏名
- 2) 3社のプロポーザル業者の選定理由
- 25 3) 3社のプロポーザル内容

4) 検討委員がプロポーザルの評価・選定をした内容

5) 業務委託契約の内容

(イ) 蘭越町長は、同月12日、1回目の開示請求につき、一部の文書を開示する決定をした。(甲179)

5 (ウ) 同日、上記一部開示に係る文書が開示されたが、選定委員会の議事録は第5回目のものしか開示されず、プロポーザル内容については文書そのものが開示されなかった。(争いがない)

(エ) 原告は、工藤に対し、同月13日、1回目の開示請求につき、黒塗りがあつたとしても請求対象文書を開示するよう求めた。(争いがない)

10 (オ) 工藤は、原告に対し、同月17日、選定委員会の第1回から第4回の議事録は、1回目の開示請求の対象には含まれていないとして、開示できない旨を伝えた。(甲162の1及び2)

15 (カ) 原告は、同日、「請求に係る公文書の名称又は内容」を「蘭越町公式ホームページリニューアル業務委託に掛かるすべての書類」として公文書開示請求(以下「2回目の開示請求」という。)をした。(甲180)

(キ) 蘭越町長は、同月30日、2回目の開示請求に対し、一部の書類が未作成または事実不存在として、公文書不存在通知をした。(甲181)

20 (ク) 原告は、同年9月2日、蘭越町役場3階会議室で、山内、渡辺貢、今野、坂野に対し、文書開示の仕方に対する質問を行った。(この限りで争いがない)

(ケ) 蘭越町長は、同月14日、「請求に係る公文書の名称又は内容」を「プロポーザルに係る採用となった事業者の企画提案書(9月1日、開示内容を協議した書類)」とする公文書一部開示決定をした。(甲182)

25 (コ) 蘭越町長は、同月24日、上記(ケ)の一部開示決定に係る文書の開示手続をした。(甲192、甲203)

(サ) 原告は、同月25日、上記(ケ)の一部開示決定通知書中「請求に係る公

文書の名称又は内容」欄の記載が開示請求書（甲180）と異なることに気づき、翌26日、今野に対して、一部開示決定通知書の再発行を求め、蘭越町長は、「請求に係る公文書の名称又は内容」を「蘭越町公式ホームページリニューアル業務委託に掛かるすべての書類」とする一部開示決定通知書（甲183）を発行した。（甲183、甲203）

(シ) 原告は、同年10月8日、蘭越町長に対し、公文書開示請求（以下「3回目の開示請求」という。）を行い、同月22日、蘭越町長は、公文書不  
存在通知（甲184）及び公文書一部開示決定（甲185）をした。

(ス) 同月26日、蘭越町役場3階会議室において、上記(シ)の文書一部開示  
決定に係る文書の開示が行われた。（争いがない）

## 2 原告の主張（請求原因）

### (1) 被告蘭越町の責任

原告は、令和3年8月3日以降、蘭越町公式ホームページリニューアル業務  
公募に係る文書の開示請求をした。被告蘭越町がした公文書開示の仕方は、  
不開示情報を除き開示することを規定する行政機関の保有する情報の公開に  
関する法律、蘭越町情報公開条例及び蘭越町情報公開審査会の答申に違反し  
ている。被告蘭越町の職員らは、原告の指摘を黙殺し、不適発言を繰り返し  
た。その発言の中には、名誉毀損及び侮辱に相当するものが含まれている。ま  
た、被告蘭越町の職員らが原告に対してした一連の行為の総体は、組織ぐるみ  
の威力業務妨害に相当するものと思料される。

#### ア 山内の行為

##### (ア) 誹謗中傷

山内は、令和3年9月2日、原告と話す際に「俺」という一人称を使い、  
原告は不快感を表明した。山内は、原告の指摘を真摯に受け止めなかった。  
逆に「なにかも自分が中心で、自分の考え以外は受け入れない、自分の  
考えが全てだ、そういう言い方を今、みんな感じていると思いますけども。

言わないだけで。それがまず不快ですね。」「人の話は全く、聞こうともしない態度が、私たちにとって不快だ」と、原告を誹謗中傷した。

山内は、根拠を添えずに断定したり、感情的なトーンでまくしたてることがあった。また、原告の発言を茶化したり、小馬鹿にした論調がみられた。なお、山内は、原告とのすべての面談時において、常に無作法な論調であった。

(イ) 黒幕という言葉を繰り返した行為

山内は同日、原告が黒幕という言葉の意味を明確にし、かつ、その発言を撤回したにもかかわらず、蘭越町職員および蘭越町議会に対し、原告に悪い印象を与えるための材料として黒幕という言葉を実拗に繰り返した。これにより、原告の感情を害した。また、同年10月26日にも、原告は、山内が黒幕という言葉を実拗に繰り返すことに対し、不快感を表明し、謝罪を求めたが、山内は悪びれる態度を見せなかった。

(ロ) 税金滞納に係る名誉毀損

山内は、同年4月9日、蘭越町役場副町長室において、原告の税金滞納を指摘した。なお、同席者とは離れた場所であったので、他の職員には聞こえていない。

山内は、同年9月2日、原告の税金滞納を公然と非難した。同席者は、渡辺貢、今野、坂野及び工藤の4人であった。

山内は、「あなたが、町民の権利である、いや義務である、ね、しっかりした、納税も、してないみたいだ。そんなふうにして、僕は感ずますよって言われたら、失礼だと思いませんか？」と発言した。仮定法の文型を取りながらも、原告が住民税を滞納していることを非難しており、名誉毀損に相当する。

イ 工藤の行為

工藤は、原告の公文書開示の求めに対し、理由を添えることなく、「でき

ない」の一点張りで拒絶を続けた。

原告は、令和3年8月3日、蘭越町公式ホームページリニューアル公募に係る公文書開示請求をした。

5 蘭越町長は、同月12日、文書の一部を開示した。原告は、同月13日、工藤に対し、黒塗りがあったとしても、請求対象文書を開示することを求めた。

これに対し、工藤は、同月17日、原告の求めを拒絶した。この行為は、公務員職権濫用だと思料される。

#### ウ 今野の行為

10 今野は、原告の求めに対し、理由を添えることなく「できない」あるいは「業者が出すなと言っているから出せない」として拒絶を続けた。

15 今野は、令和3年9月14日、原告が同年8月17日にした、請求に係る公文書の名称又は内容を「蘭越町公式ホームページリニューアル業務委託に掛かるすべての書類」とする公文書開示請求（甲180）に対し、公文書一部開示決定通知書（甲182）において、請求に係る公文書の名称又は内容の表示を「プロポーザルに係る採用となった事業者の企画提案書（9月1日、開示内容を協議した書類）」と改ざんした。

20 今野は、同年10月1日、原告による改ざんの指摘に対し「いやいや、後出しジャンケンじゃないですか？そこをネチネチネチネチと、じゃ、あの場で言えばよかったんじゃないか？」と原告に責任を転嫁した。

今野の行為は、侮辱、公務員職権濫用及び有印公文書変造であると思料される。

#### エ 坂野の行為

25 坂野は、令和3年4月9日に行われた原告に対する公文書開示に係る対応に関して、発言の前後関係を省略することによって、まるで原告が、根拠なく、思い込みだけで、独りよがりな主張をしたかのような記録（甲142の

8)を作成し、それを永年保存することを起案した。この行為は、有印公文書変造及び名誉毀損に該当すると思料される。

#### オ 損害

被告蘭越町の職員らの行為により、原告は、甚大な時間的・精神的損害を受けた。その損害を慰謝するための費用は100万円が相当である。

#### (2) 被告難波の責任

ア 被告難波が委員長であった総務・文教常任委員会は、令和3年6月30日、本件陳情の調査を実施した(甲43)が、以下のとおり、その実施のやり方は公正さを欠いた。

(7) 原告の説明に30分しか与えず、延長を求める原告の要求を頑なに拒んだ。

(イ) 原告の説明後、永井浩議員は、刑事訴訟の基本的なことさえ知らずに、ただの誹謗中傷だ、裁判所に行くべきだ、といった主張を繰り返した。

(ウ) 被告難波は、永井浩議員の独演を許す一方、同人に対する原告の反論を一方的に制止し、陳情人調査を終了させた。

イ その後、本件陳情の評価をわずか15分の議事ですませ、被告難波が一人で結論案を書いた。

ウ 議会に答申された「陳情の審査結果について」(甲48)には、次の問題がある。

(7) 陳情の本体である陳情趣意書をまったく検討していない。

(イ) 別添された証拠がまったく評価されていない。

(ウ) 「陳情の審査結果について」の4において、原告が陳情書において「売却先企業が公募時の提案内容と異なる事業を行っているにもかかわらず、蘭越町はそれを容認している」とし、被告蘭越町側が容認していることを問題としているにもかかわらず、売却先企業側の問題に置き替えてまとめられている。



エ 以上のとおり、被告難波が委員長を務める総務・文教常任委員会の審査結果は、原告が提出した陳情の本体である陳情趣意書を参照せず、添付した証拠に対する一切の評価もなしに結論を結んでおり、著しく公正さを欠いている。また、客観的事実に照らした箇所も見られず論理的に杜撰である。

オ 請願の内容が所管の官公署に伝わることにより、ひとまず請願の目的は達成されるとする被告難波の主張は争う。

請願・陳情の存在理由は、住民の代表機関たる議会が、地方自治法98条の規定する検閲・検査・監査の対象となる事案の端緒を民主的に受理する機会である。請願法5条は、受理した官公署が誠実に処理することを求めている。

住民の代表機関としての重要な役割を有しているはずの蘭越町議会が、論理性も公平性も欠いた審理を行ったことは、請願法5条の定める「誠実に処理」からはかけ離れた処理であることは、誰の目にも明らかである。

#### カ 損害

被告難波の行為により、原告は、甚大な時間的・精神的損害を受けた。その損害を慰謝するための費用は100万円が相当である。

### 3 被告らの主張

#### (1) 被告蘭越町に対する請求

ア 原告の主張する不法行為の成立は争う。

#### イ 山内の行為

##### (ア) 黒幕という発言に関する行為

原告主張の事実はないし、原告が提出する録音に照らしても、何ら権利侵害を肯定する事情がない。

##### (イ) 税金滞納に関する名誉毀損

原告が主張する事実はない。

#### ウ 工藤の行為

理由なく拒絶した事実は何らない。

エ 今野の行為

推測に基づく主張を言うものと考えられ、国家賠償請求の要件を全く充足していない。

5

オ 坂野の行為

原告の主張は、単に原告の希望に適う文面でなかったことを指摘するにとどまり、法的主張足りえない。

(2) 被告難波に対する請求

10

請願は、国又は地方公共団体の機関に対して希望を述べることを保障する制度であって、その内容が所管の官公署に伝わることにより、ひとまず請願の目的は達成されるものと解されており、請願法は、請願を受理した官公署に対して、請願者にその処理の経過や結果を告知する義務までを負わせるものではない。

原告の主張を前提としても、被告難波が原告の法律上保護される権利利益への違法な権利侵害を行ったものではなく、主張自体失当である。

15

第3 当裁判所の判断（括弧内に掲記した証拠は、認定に用いたものである。）

1 被告蘭越町に対する請求について

(1) 原告は、被告蘭越町に対して国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求をすることから、原告の請求が認められるためには、被告蘭越町の職員が、故意又は過失によって違法に原告に損害を加えたことが求められる。

20

(2) 山内の行為

ア 掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告と山内の間で、令和3年4月9日、別紙1及び別紙2のやり取りがあった。すなわち、原告は、過去に、山内の背後には黒幕がいるかのような発言をしたことがあったところ、「黒幕」という表現は山内の立場を慮って使用した表現であるという趣旨を明らかにし、発言を撤回する意向を

25

示した。また、山内は、原告に対し、「今の係を外したのは、僕は職務上知れてるから言うんであって、税金の滞納については、しっかり分割でもいいですから払ってください、と言われたかもしれませんが」などと、原告の税金滞納の事実と言及した。(甲142の3、4、6及び7)

5 (イ) 山内は、同年7月21日、本件陳情に係る弁明調査において、別紙3の発言をし、原告のことを「黒幕がいるんだべ、黒幕がいるんだべと言うんですね。」と表現した。(甲44)

10 (ウ) 原告と山内の間で、同年9月2日(前提事実(2)ウ(ウ)の際)、別紙4及び別紙5のやり取りがあった。すなわち、山内が自分のことを「俺」と表現し、原告がこれに不快感を表明した。また、山内は、原告が過去に「黒幕がいる」と言ったことを問題とし、原告が、その発言を撤回した旨を主張した。また、山内は、「あなたが、町民の権利である、いや義務である、ね、しっかりした、納税も、してないみたいだ。そんなふうにして、僕は感じますよって言われたら、失礼だと思いませんか?」と発言した。(甲177の4、6、10及び12)

15 イ 原告は、山内が、「なにもかも自分が中心で、自分の考え以外は受け入れない、自分の考えが全てだ、そういう言い方を今、みんな感じてると思いますけども。言わないだけで。それがまず不快ですね。」、「人の話は全く、聞こうともしない態度が、私達にとって不快だ」(別紙4の1頁目)と、誹謗中傷したと主張する。

20 原告の上記主張は、事実摘示を伴わない形で名誉感情を侵害されたとの侮辱をいう主張だと解されるどころ、このような行為について国家賠償法上の違法性が肯定されるためには、民事上の不法行為が成立する場合と同様に、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められ、原告の人格的利益の侵害が認められる必要があるものと解される。

25 山内の上記発言は、その文言からして、やり取りの中で抱いた不快感を表

明するという性質のものであり、殊更に不穏当な文言を使用したわけでもな  
いから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められな  
い。

5 ウ また、原告は、原告が過去に使用した「黒幕」という表現を撤回したにも  
かかわらず、山内が、本件陳情に係る弁明調査の場や、原告とのやり取りの  
中で、「黒幕」という表現を繰り返し使用したことが違法であると主張する  
ものと解される。

10 しかしながら、山内の弁明調査での発言が、原告が「黒幕」という表現を  
用いて被告蘭越町を批判したとの印象を与えるとしても、これが原告の社会  
的評価を下げるものとは認められない。また、山内が原告に対して「黒幕」  
という表現を繰り返し言ったとしても、原告がいったんは「黒幕」という表  
現を用いたことに加え、山内の発言に対して原告が直ちにその言葉を撤回し  
たと反論していること(別紙5の3頁目)にも照らせば、山内の上記発言が、  
15 社会通念上許される限度を超えて原告の感情を害する行為であるとは認めら  
れず、原告の人格的利益の侵害は認められない。

20 エ さらに、原告は、山内が原告の税金滞納の事実に関する発言をしたことが  
名誉毀損であると主張する。名誉毀損として国家賠償法上の違法性が認めら  
れるためには、民事上の不法行為が成立する場合と同様、伝播可能性を含む  
公然性が求められ、不特定又は多数の人に対して事実の摘示がされることを  
必要とするものと解される。

しかしながら、原告の主張を前提としても、別紙2のやり取りについては、  
原告も自認するとおり、他の職員には聞こえていないのであり、また、別紙  
5のやり取りについても、4名の町職員が周囲にいたにすぎないのであり、  
いずれも公然性を欠くから、名誉毀損が成立する余地はない。

25 オ その他に、本件証拠に照らしても、山内の行為に、原告の権利利益を違法  
に侵害するものがあつたとは認められない。すなわち、原告が山内の言動に

不快感を抱いたとしても、それが、社会通念上許される限度を超えて原告の感情を害する行為であると認めるに足りる証拠はない。

カ 以上の次第で、山内の行為に、国家賠償法1条1項にいう違法な権利利益の侵害があったとは認められない。

5 (3) 工藤の行為

ア 掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、蘭越町長に対し、令和3年8月3日、「請求に係る公文書の名称又は内容」を以下のとおりとして1回目の開示請求をした。(前提事実(2)ウ(ア))

10 蘭越町ホームページリニューアル業務委託に関する以下の文書

- 1) 検討委員の所属・氏名
- 2) 3社のプロポーザル業者の選定理由
- 3) 3社のプロポーザル内容
- 4) 検討委員がプロポーザルの評価・選定をした内容
- 15 5) 業務委託契約の内容

(イ) 蘭越町長は、同月12日、1回目の開示請求につき、一部の文書を開示する決定をした。(前提事実(2)ウ(イ))

(ロ) 同日、上記一部開示に係る文書が開示されたが、選定委員会の議事録は第5回目的のものしか開示されず、プロポーザル内容については文書そのものが開示されなかった。(前提事実(2)ウ(ロ))

20 (エ) 原告は、工藤に対し、同月13日、1回目の開示請求につき、黒塗りがあったとしても請求対象文書を開示するよう求めた上(前提事実(2)ウ(エ))、1回目の開示請求における「選定理由」には、選定委員会のすべての議事録が含まれるとして、第1回からの議事録の開示を求めた。工藤は、請求書には第1回から記載されていなかったなどと説明し、原告はこれに対して再考を求めた。原告は、「あなたが『書いてないから、明確に明記さ

れてないから、明記されてる分しか出しませんでした』ということには、理由があるから、それを僕は咎めようとはしませんよ。」という発言をした。(甲161の1及び2)

5 (オ) 工藤は、原告に対し、同月17日、選定委員会の第1回から第4回の議事録は、1回目の開示請求の対象には含まれていないとして、開示できない旨を伝えた(前提事実(2)ウ(オ))。原告は「あなたが今言ってる内容っていうのはね、お役所仕事、事務仕事、厳格に言えば、書いてないから、該当しないという、お役所的なやり方をするのは、もちろん可能なんです。」との発言をした。(甲162の1及び2)

10 イ 原告は、工藤が原告の公文書開示の求めを拒絶したことが違法である旨主張するものと解される。しかしながら、上記アにみた工藤の対応が違法であるとは認められない。すなわち、工藤は開示対象とする公文書を決定する判断権者に当たらず(蘭越町情報公開条例13条1項、2条1号)、開示決定の内容について原告に伝えたものにすぎない。また、1回目の開示請求において原告が開示を請求した「3社のプロポーザル業者の選定理由」に選定委員会のすべての議事録が含まれるとは解しがたく、被告蘭越町においてすべての議事録について開示する義務を負うものではない。加えて、上記アのとおり、原告自身、工藤とのやり取りの中で、被告蘭越町の対応には一定の理由がある旨の発言をしているのであり、工藤が公文書開示の求めを違法に  
15  
20 拒絶したものは到底いえない。したがって、これらの行為につき、公務員職権濫用に該当するとの原告の主張は失当である。

ウ その他に、本件証拠に照らしても、工藤の行為に、原告の権利利益を違法に侵害するものがあつたとは認められない。

エ 以上の次第で、工藤の行為に、国家賠償法1条1項にいう違法な権利利益の侵害があつたとは認められない。  
25

(4) 今野の行為

ア 掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 原告は、令和3年8月17日、「請求に係る公文書の名称又は内容」を「蘭越町公式ホームページリニューアル業務委託に掛かるすべての書類」として2回目の開示請求をした。(前提事実(2)ウ(カ))

5 (イ) 蘭越町長は、同月30日、2回目の開示請求につき、一部の書類が未作成または事実不存在として、公文書不存在通知をした。(前提事実(2)ウ(キ))

(ウ) 原告は、同年9月1日及び2日、被告蘭越町の職員に対し、企画提案書の開示を求めた。(甲177の2～5及び8～11、甲203)

10 (エ) 蘭越町長は、同月14日、「請求に係る公文書の名称又は内容」を「プロポーザルに係る採用となった事業者の企画提案書(9月1日、開示内容を協議した書類)」とする公文書一部開示決定をした。(前提事実(2)ウ(ケ))

(オ) 蘭越町長は、同月24日、上記の文書開示手続をした。(前提事実(2)ウ(コ))

15 (カ) 原告は、同月25日、上記(エ)の一部開示決定通知書中「請求に係る公文書の名称又は内容」の記載が開示請求書と異なることに気づき、翌26日、今野に対して、一部開示決定通知書の再発行を求め、蘭越町長は、「請求に係る公文書の名称又は内容」を「蘭越町公式ホームページリニューアル業務委託に掛かるすべての書類」とする一部開示決定通知書を発行した。  
(前提事実(2)ウ(キ))

20 (キ) 原告と今野との間で、同年10月1日、別紙6のやり取りがあった。(甲188の2及び3)

イ 原告は、今野が、公文書一部開示決定通知書(甲182)において、「請求に係る公文書の名称又は内容」を改ざんしたと主張する。

25 しかしながら、上記アにみた事実経過に照らすと、原告が開示を求めた文書は「蘭越町公式ホームページリニューアル業務委託に掛かるすべての書類」と1回目の開示請求と比較しても抽象的かつ広範な文書を指定するもの

であり、開示請求者に求められる、開示の請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項（蘭越町情報公開条例12条1号）として十分なものといえるかには疑義がある。蘭越町職員らは、このような観点から同年9月1日及び2日の原告とのやり取りを経て、原告が開示を請求する文書は「プロポーザルに係る採用となった事業者の企画提案書」に特定されたと考えたものと解される。上記ア(ウ)のやり取りにおいて、原告が何度も「提案書」に言及していると認められることも踏まえると、蘭越町職員らが上記のとおり考えたことは無理からぬものであり、今野が、意図的に請求に係る公文書の名称又は内容を改ざんしたと評価することはできない。

そうすると、本件の事実関係に照らせば、一部開示決定通知書における「請求に係る公文書の名称又は内容」の記載が開示請求書と異なったとの事実があったとしても、これが法令に違反したものとはいえない。また、これにより、今野が故意又は過失により原告に損害を与えたとは認められない。これらの行為につき、公務員職権濫用及び有印公文書変造に該当するとの原告の主張は失当である。

ウ 原告は、今野の「いやいや、後出しジャンケンじゃないですか？そこをネチネチネチネチと、じゃ、あの場で言えばよかったんじゃないか？」との発言（別紙6の1頁目）を侮辱であると主張するものと解される。

しかしながら、別紙6のやり取りを見ても、言葉の応酬にすぎないというべきであって、今野の発言が、社会通念上許される限度を超えて原告の感情を害する行為であるとは認められない。この行為につき侮辱に該当するとの原告の主張は失当である。

エ その他に、本件証拠に照らしても、今野の行為について、原告の権利利益を違法に侵害するものがあつたとは認められない。

オ 以上の次第で、今野の行為に、国家賠償法1条1項にいう違法な権利利益の侵害があつたとは認められない。



(5) 坂野の行為

証拠(甲142の8~10)及び弁論の全趣旨によれば、坂野は、原告と山内(副町長)との令和3年4月9日のやり取りについて、原告の発言を一部省略した記録(甲142の8)を作成したことが認められる。

5 原告は、坂野が前後の発言を省略することで、原告が、根拠なく、思い込みだけで、独りよがりな主張をしたかのような記録を作成したと主張する(なお、原告の提出する録音の抜粋及びその反訳(甲142の9及び10)からすると、問題としているのは、記録(甲142の8)の表紙を含む3枚目の2番目の(中略)部分までと解される。)

10 しかしながら、そもそも、坂野が作成した記録(甲142の8)のみを見た場合、その内容は、原告が、町有地の販売価格やその算定方法につき疑問を呈し、これに対して、山内が、書面で提出すれば回答すると述べているものである。そうすると、上記の記録が、原告が、根拠なく、思い込みだけで、独りよがりな主張をしたかのような印象を与えるものとは評価できないから、名誉毀損に該当するとの原告の主張は失当である。また、原告が省略されたと主張する発言内容(甲142の9及び10)と併せて読んでも、原告が主張するような印象を与えるものとは評価できない。加えて、原告の主張を前提にしても、坂野が既存の公文書の非本質部分に権限なく改変を加えたとは到底評価できないから、公文書を変造したとは認められないし、上述の事情に照らせば、内容虚偽の公文書を作成したとも認められない。

15  
20 したがって、坂野の行為が、原告の権利利益を違法に侵害するものとは認められない。これらの行為につき有印公文書変造及び名誉毀損に該当するとの原告の主張は失当である。

25 (6) 原告は、蘭越町長(原告は公文書開示の主体を被告蘭越町と主張するが、情報公開請求の実施機関は町長等であり(蘭越町情報公開条例2条1号)、上述した公文書開示決定等も蘭越町長名義でなされている。)がした公文書開示

の仕方が法令等に違反していることや、被告蘭越町の職員らがした一連の行為の総体は組織ぐるみの威力業務妨害に相当すると主張する。

しかしながら、公文書開示の判断に対しては審査請求や行政処分取消の訴えといった不服申立制度によって瑕疵が是正されることが法律上予定されているところ、仮に、公文書開示の判断に、上記の不服申立制度により是正されるべき瑕疵があるような場合であったとしても、これによって直ちに国家賠償法1条1項にいう違法な行為があるとの関係にはないと解される。すなわち、法は、上記のような瑕疵の是正は、審査請求等の不服申立制度によるべきことを予定しているのであるから、国家賠償法1条1項上の違法性が認められるためには、瑕疵の是正を専ら不服申立制度によるべきものとするのが不相当であると解されるような特別の事情が必要というべきである。

本件においては、既にみたように、被告蘭越町の職員らが公文書の開示に関して違法な行為をしたとはいえない。また、原告が問題とする公文書開示請求について審査請求等を行ったとしようがわれず、審査請求等を行うことを妨げる事情も特段見受けられないところである上、本件証拠に照らしても、上記の特別の事情が存するとは認められない。

したがって、原告が問題とする公文書開示請求に関して、国家賠償法1条1項にいう違法性が認められる余地はない。

また、以上にみたところに照らせば、被告蘭越町の職員らがした行為が原告に対する威力業務妨害に相当するとの原告の主張は失当である。

## (7) 結論

以上の次第で、被告蘭越町の職員らに、国家賠償法1条1項に定める違法な行為があったとは認められないから、原告の被告蘭越町に対する請求は完全に失当である。

## 2 被告難波に対する請求について

### (1) 公権力の行使に当たる国又は地方公共団体の公務員がその職務を行うにつ

5 き故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた場合には、国又は地方公共団体がその被害者に対して賠償の責めに任ずるのであって、公務員個人はその賠償の責任を負わないと解すべきである（最高裁昭和30年4月19日第三小法廷判決・民集9巻5号534頁、最高裁昭和47年3月21日第三小法廷判決・集民105号309頁、最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁）。

10 原告は、被告難波が、蘭越町議会の総務・文教常任委員会委員長としてした行為についての損害賠償を求めるところ、原告が主張する行為は、公務員の職務の執行としてされたものであることが明らかである。したがって、被告難波個人が損害賠償責任を負うことはないから、被告難波に対する請求は失当である。

(2) また、本件陳情が請願法に定める請願であるとしても、原告の主張は独自の見解に過ぎない。

15 請願とは、国又は地方公共団体の機関に対し、その職務に関する事項について要望を述べる行為をいう。そして、憲法16条の請願権は、このような要望を述べる権利にすぎず、請願を受けた機関等に対しその応答を求める権利や、請願の内容について何らかの措置を採ることを求める権利を含むものではないと解される。

20 また、請願法5条が「請願は、官公署において、誠実に処理しなければならない。」と規定しているのは、上記の請願権という権利の性質や同条の規定の文言を踏まえると、請願を受けた官公署において、請願について誠実に処理すべき旨の一般的な責務ないし理念を宣言するものにすぎないというべきであり、個人の具体的な権利義務について規定したものとは解されない。

25 そうすると、請願の処理のあり方が原告の権利を違法に侵害するということは考えられないのであり、原告の主張はこの点からも失当である。

(3) したがって、原告の被告難波に対する請求は完全に失当である。

3 よって、原告の請求は、理由がないからいずれも棄却することとして、主文  
のとおり判決する。

札幌地方裁判所小樽支部

5

裁判長裁判官

大倉 靖広 


10

裁判官

池上 恒太 

15

裁判官

斎藤 由里阿 

山内：使ってるだけで何十年何百件とする関係やってますからね。

野村：失礼な言い方はいい加減にしてくださいよ

山内：そちらじゃないですか。何が背任ですか。何が黒幕ですか。最初に・・・

野村：一般的な話として、

山内：一般的でないじゃないですか、あなた。チセの関係だって、自分のブログに何が、人のことに、その裏があるだとか何とかっていうなことを、自分の主観だけで喋ってて、これはもう・・・

野村：主観ではありませんよ、主観ではない。

山内：弁護士立ててやるつもりですから。

野村：どうぞ

山内：どちらもだから当然やっってくださいしかるべきところに出て、これが1500円じゃ考えられないって言ってんでしょ

野村：考えられない

山内：そう思ったらそういうところに訴えてください。

野村：全く考えられない。

山内：そういうふうに訴えてください。あなたとしゃべったって、不毛の議論ですから。

野村：いやあなたは答える義務があるんだよ。

山内：だから答えるって言ってるじゃない。何回も(嘲笑)。

野村：失礼な、失礼な答え方、やめた方がいいよ、

山内：そちらの話ですね、そちらの話ですね。

野村：僕が失礼な言い方しましたか。

山内：背任だとか・・・

野村：一般論の話として、そういうものはいっぱいあるんですよ。ね、ただね、密室な犯罪というのは表ざたにならないから、ね、表にならないだけで・・・

山内：あなた、黒幕でない、っていうのを言ったよね。役場に、いかにも黒幕がいるような話をしましたけども、それは何ですか。黒幕って何ですか、それ。

野村：黒幕って言い方、僕しましたかね。

山内：しましたよね。一番最初に。山腰さんが全部やったわけじゃない。立場上やったけど、どっかに黒幕がいるんだって言いましたよね、それは何の話ですか、それ。

野村：それは言葉がね、あの、適切じゃなかったかもしれません。

山内：お互い様ですから、こういうヒートアップすることもあるし、だからペーパーにして出してくださいって言ってるのね

野村：僕がね、僕がね、それを、出したのは、良かれと思って、言ったつもり。なぜなら、ね、山内さんが全部、チセヌプリにしろ、これにしろ、1人決めてやってる話じゃないから。

山内：もちろんその通り

野村：ただね、立場上、組織だから、上下関係もあるし、立場上、言いたくても言えないことだってあるさ。それを僕は、おもんばかって、そういう言い方をしたつもり。どっちかというとな山内さんのカバーをしてあげようと思ってね、そういう言い方をした。

山内：もちろん僕が言ったわけじゃないですけど、その黒幕っていうのは、あまりにも役場の組織に対して失礼な言い方じゃないですか。

野村：いい言葉が見つからなかったんですよ。そこは訂正しますよね。

山内：お互い様ですよ。僕もあなたに対する失礼なことは言ったかも・・・

野村：ちょっと待ってよ。あのねその黒幕という言葉はあなたに対して失礼な言葉じゃないよ。

山内：組織、僕は組織の一員として、役場がそういう組織の中で、あの、物事を進めてるっていうそういうことに対して言ってるんですよ、僕は。僕は、個人的なこと言ってますよ。僕は、役場の職員ですから、役場の誰のことを言ったか知りません。黒幕を。だれの方に言ったかもしれませんが、そういう役場の一同僚、職員、上司に対して、そういうふうに表現したっていうことに対して僕は怒っています。

野村：それは撤回します。大変失礼しました。よろしいですか。

山内：だからそれを・・・

野村：だから、僕が言わんとしてるのはね、ただ単に、上下関係があるからね、上司に言われて、上司に言われて、やらざるを得なくて、自分の、意思に反して、やらざるをえなくてね、後から聞かれても、ちゃんとしたことは自分では言いたいけど答えられないってことは、多々あるということを、僕は言っただけ。山内さんの、立場をおもんばかって。

山内：これお願いです。税務課でも言われてるかもしれませんが、税務課でも言われてるかもしれない。税務課から、

山内：税務課？

山内：竹内課長からお話が、僕は職務上知れてるからでも、今の係を外したのは、僕は職務上知れてるから言うんであって、税金の滞納については、しっかり分割でもいいですから払ってください、と言われたかもしれませんが、広域連合というところにそうするとね本当に差し押さえられたら取り返しのつかないことになります。そういう意味で、あの一言だけ、そこそれでこの後でねお願いします。

野村：この後で行こうと思ってます。逆の立場になればね、こんなことやってないでね、「金払え」というのがね、言われて当たり前なんで・・・

山内：それはちょっとね、あまり強く言いませんけども、でもそういう報告があつて、皆さま、何人かいるんです、そういう方が。だから、あの野村さんだけ責めるっちゅうわけにはいきませんが、でも、やっぱり払うべきものは計画的に払ってほしいなって、一度に払えとは言いませんから、そうしないと・・・

山内：それはね、それはちょっとお恥ずかしい話でね、正直ね、これにはまっちゃったんですよ。

それはね、それいいですけど、それはさっき言ったように、こうやって話するのはそれはそれでいいです。僕らも・・・

そこはもう全くね、本当に申し訳ないと言いかない。今日、行くつもりで、寄るつもりで資料にしてきたんですけど、ただ、ちょっと財布が見当たらないで、ちょっと困ってるんで。

山内：すいませんすいませんよろしく申し上げます。どうぞ。失礼します。



というのが、私どもの考えでしたし、これは契約書を作る弁護士の時もそういう相談をしましたけども。さっき言ったように土地の買戻し特約とは違って、上物しかないところは、土地は道有林のものですから、そこまで蘭越町は強く縛りをかけられませんかでしょうと。そういう判断です。したがって、だけども、一応は計画というものがあるから、さっき言ったように5年間、今年がリフト架け替えの、予定で行けば年ですけども、コロナで2年間全然運営できなかったということなので、なかなか先送りに、やらないとは言ってません。上手言うわけではありません。社長はやらないとは言ってませんが、どうしても先送りせざるを得ないと、資金がないから。そういうふうに口頭で言ったので、それは書面ですべて出していただけることになっていますから、それは町としてしっかりと保管して、何かあったときにそういうようなJRTの考えがあるんだということは、皆さんに公表できればなと思いますけども。

今はまだ5年がですね、今年の年なものですから、約束が履行してないと言っているのは、ちょっと早いのかなと思いますけども。そんな感じなんです。

ですから、町はどこまで強く言えるのかなというふうには思いますけどもね。北海道は言えると思います。スキー場としてキャットスキーしかやってないんじゃないかと、リフトつけてないんじゃないかと。これは全部北海道に、さっき言ったように会社の概要から計画内容もすべて北海道に審査してもらって、土地持っている北海道さんがいいですよということで、蘭越町が契約をさせてもらう、上物だけ契約させてもらおうということで。北海道はやってないんだら土地、賃貸契約を解除しますよと、そういうことは言えるかもしれませぬ。今現在相対でやってるわけですから。でも、蘭越町は売ってしまったんです。お金いただいて。そういう中でどこまで強制力が持てるのかなというふうには思いますね。

○田村委員 私は全然、裏でなんかあったとかそういうことは一切もちろん思ってないですよ。ないけど、自分のその疑問とかにはちゃんと真摯に答えていかないとならないし、そういう声が上がっているということ自体を、そういうことは受け止めなきゃならないということであって、町が買戻すとかそういう話ではなくて、山スキーが好きだとか山が好きだとかいう人たちの声を、中からこういう声が上がってるんだなということを受け止めたら、受け止めておかないとならないんだと思っています。

○山内副町長 彼はですね、入札談合行為と背任疑惑の真相究明なんていうタイトルで、全然俺らの……人の意見を聞いて、自分の考えを述べて、お互いにこうしていきましようなんていうスタイルではなく、徹底的にこいつらはもう疑惑の、僕のところに来て彼は言いますからね、黒幕がいるんだべ、黒幕がいるんだべと言うんですね。失礼なことを言うなと返すんですけども、そんな感じです。頭から。

ですからそういう前提に成り立っているこれがあるということは、僕らもちょっと穏やかではないなという気持ちにはなりますよね。

前回お話を聞いて皆さん方どういう印象受けたかわかると思いますけども。

○富樫委員 確認の意味において。その契約の関係ですけど、もちろん今説明されたように、償却資産の売却ですから、計画が実行されない、それは違えますよね。当然契約には特約条項で計画が実行されなかった時にはあくまでこうなんだということは、ないんでしょう、間違いなくこれは。

○山内副町長 もちろん買戻し特約とかそういうのはうたってない、うたえないと言わ

山内：いずれにしてもそういうふうにしてちょっと決断しましたそこに関しては俺、率直に申し上げて、

野村：『俺』って言うのはやめません。そのね、なんか、いかにもね、親分子分でやるような言い方はね。一応、僕は、お客さんみたいなもんですからね、あなたの部下でもないしね。私ぐらいにしませんかね。

山内：いいですよ。

野村：すごい気分が悪い。そんな言い方されると、僕はあなたの部下じゃないよ。あんたの下に立ってるわけじゃないよ。

山内：私も貴方に使われていない。

野村：僕は、『俺』なんていう言葉を使いました

山内：『俺』がダメっていうの、ちょっと、よく分かんないですけど。失礼な言葉を

野村：麻生太郎がね、よくね、『俺』って言いますよ、麻生太郎がテレビでね、自分は偉いんだからね、俺というあれはね、あれはやっぱ反発反発受けてる人いますよ。言っても無駄だったら、別にいいですけどね。あなたが、それでいいと思うんだったら、通せばいいよ。僕はすごく不快だけど。

山内：それはお互い様だ。

野村：『俺』と言いました？僕が。

山内：『俺』のことじゃないですよ、あなたのその口調が不快です、ということ。

野村：僕はね、努力している。

山内：なにもかも自分が中心で、自分の考え以外は受け入れない、自分の考えが全てだ、そういう言い方を今、みんな感じてると思いますがでも。言わないだけで。それがまず不快ですね。

野村：あのね、あのね・・・

山内：人の話は全く、聞こうともしない態度が、私達にとって不快だ、それは私の

感覚ですよ。(不明)それはお互い様ですから、それぞれ個人の感じですから、

野村：あのね・・・

山内：あなたが、『俺』っていうのを嫌、もしかしたら、AさんBさん 『俺』はぜんぜん気にしないって人もいるかもしれません。

野村：それはいるでしょう。

山内：お互いの感覚ですから。

野村：一般的なね・・・

山内：あなたのその態度っていうのは、すごい・・・

野村：一般ね、売り言葉に買い言葉のつもりで言ってるんでしょうけどね、一般的なね、社会マナーとしてね、『俺』っていう言葉は使いませんよ。

山内：ああそうですか。

野村：一般的な社会マナーとしてね。僕はね・・・

山内：そんなこといいんじゃないですか。これに話したら

山内：あなたがね、売り言葉をするからですよ。余計なことは、やめてもらえませんか、余計な言葉。

山内：私はお話を戻しました。

野村：ね、星野リゾートに対してもそう。途中でね、止められちゃ困るからと、そればかり言ってね、断った。それから、UT ホールディングスに対してもそう、途中でやめたら困るからとやってね、断った。その背景にあるのがね、千代田のときね。途中で止められちゃったからね、裁判して、4000 万もね、もらうのに大変だった、みたいなこと言っててね。それがあからそうなんだ、ということをおね、僕は何度か聞いている。そこまでね、途中で止められると困るっていうことをね、そんざんね、表に出してね、星野リゾートとUT ホールディングスに断りながらね、なんでJRTに関してはね、その提案した内容をね、ちゃんとやらなかったためのね、方策をね、何ら採らないどころかね。買戻しの特約、他のね、町の財産を売買するときね、買戻し特約特約に入れることがあるのにね、普通だったらね、買戻し特約を入れますよ、10 年間でね、提案内容がね、できなかった場合はね、買戻しをする。それも入れない。「何で？」と。星野のね、星野もね、UT ホールディングスでもね、そこまでね、しつこくね。言っているながらね、なぜJRTに対しては、一切それがなしでね、手放しちゃったのか。不思議でしょうがないよ、僕は。バランスが取れないよ。

山内：いや、それは、土地が北海道であったということと、町の利益を考えたときに・・・

野村：いやいや。

山内：必要ないって、僕らの話してるんですよ。あなたの考えは言ってませんから。僕らは、そういうふうを考えてやった、ということです。それがおかしいんだったら、どこにでも出てって、何かそういうふうにして、もっと主張すればいいんじゃないですか。(不明)。僕らは、そういうふうにして、手続きを踏んで、何回も言いますが、手続き踏んで、議会にも説明して、今やっているわけですから。議会に対して陳情書を上げましたが、その答えは、さっき言ったように、どう返ってくるか、ちょっと、もう少ししたら、多分返ってるんじゃないかなと思いますけど。私、中身全部わかりませんが、それによって、あなたも、強く私の方に出てくるのか、それとも、議会もそういうふうになんか納得してるのか、ちょっと僕は、ちょっと僕はわかりませんが、その推移をもう少しみてください。

野村：僕が言ってるのは、UTホ・・・、あそこまでね、あそこまで途中でやめられたら困る、ということをおね、言っているが、バランスが全く取れてないんですよ。JRTで、あれ、土地の問題じゃなくてね、買戻し権の話ですからね、結局ね、あの土地の賃借権ね、当然オーナーはね、オーナーは北海道

ですよ、でも賃借権はね、あんた方のものだったわけですよ、賃借権は。賃借権っていうのはね、リフトの所有権に付随してたわけですよ。

野村：それを売るにあたってね・・・

山内：時間がないから、その話しは別のときにしましょう。

野村：なんで？ そんな、納得いかないよ。僕が言ってるはね、あなたがね、いかにもね、口先だけでね、なんか「癒着はない」「談合はない」みたいなこと言ってるけどもね。そうね、思わざるを得ないのは、「おかしいな」と思わざるを得ないことがあるから言ってるんですよ。納得いかないよ。バランス取れないよ。なんでJRTのときだけはね・・・

山内：それを調べて、証拠でも持ってきてください。

野村：証拠なんか取れないよ、密室の犯罪なんてね。

山内：じゃあ、言わないでください。証拠もないのに、失礼じゃないですか。「あなたが、町民の権利である、いや義務である、ね、しっかりした、納税も、してないみたいだ。そんなふうにして、僕は感じますよ」って言われたら、失礼だと思いませんか？ あなた。

野村：それは失礼ですよ。いま事情があつて、払ってないけど、確かに。

山内：いや知りません。私、知らないんですけども。自分の勝手な思いで、私の勝手な思いで、そうやって、あなたに対して言ったら、それ失礼なことでしょう。私、あなたに対する。あなたも資料も証拠もないのに、JRTとタック組んだとか、JRTと何かしてるとか・・・

野村：言っていないでしょ。そんなことは。

山内：言ってるから、そういうふうにして、何回も、こういう請求してるわけですよ。

野村：違う。僕が言ってるのはね、

山内：いや、言ってる。

野村：違う。言ってるのはね、なぜね、なぜ違うんだと。

野村：「黒幕がいる」まで言ったよな。

山内：一番最初に、前回、そこの上の部屋で会ってるとき、あなたは悪くないかもしれない、「黒幕がいるんだ」って、いうそういう言い方もしてましたよ。

野村：ね、そこはね、あなたをね、多少おもんばかってね、僕は言ったつもりだった。あとで、考え方、変えたけどね。あなたを、おもんばかって言ったつもりだったけどね。ちょっと考え方を変えましたよ。

山内：黒幕ってどういうことですか？ 黒幕からしたら、僕らは、したら何なんですか？

野村：それは、僕はね、撤回しませんでしたか？ 「これは確かに言葉に語弊がありました」と。「今の言葉を撤回します」と、正式にね。

野村：思ったから、言ったんでしょ？

野村：違う。僕はね、正式に言いませんでした。「撤回します」と。

山内：撤回すれば、じゃ何言ってもいい・・・

山内：でも、僕は言いませんでした？ 「撤回します」と。

山内：言ったかもしれない。

野村：「言葉が不適切でした」と・・・

山内：あまりにも失礼ですからね、撤回すべきですからね。

野村：だから言いましたよね。結果しますと。

山内：言ったと思いますよ。

野村：それをね、撤回したことはね・・・

山内：そうですね

野村：そんなこと言い出したら・・・

山内：だから、こうゆう風にして、文書開示してる・・・

野村：あのね、あのね、もうちょっと紳士的に話しませんか？ 人様にはね、ね。ね、ちゃんと理路整然としたね、思い込みだとか、じゃなくてね、根拠だとかね、事実に基づいてね、論理的に話をしなければいけないわけですよ。

山内：(不明)

野村：話してる。話してる。ねの中にはね、言い間違えたりねすることもありますよ。それはね、ちゃんと正式に謝ったり、撤回したりすることによってね、本筋に戻すことができるものなんですよ。良くないのは・・・

山内：(不明)。

野村：話してる。話してる。良くないのはね、それをダラダラ流してしまうのは、良くない。

野村：ただ、それが、自分が、あなたがね、正にね、それは自分がね「見てなかった」とね、第三者委員会から出たものに対してね、「見てなかった」と、あれはね、紳士的な対応であってね、ああいう、そういうふうにするべきなんですよ。僕が撤回してることをね、撤回してることをね、また、あたかもそれがね、1回言ってしまったものはね、決してね、覆らないことであるかのようにね、徹底してやること自体はね、フェアじゃないよ。

今野：だから、3回目の開示請求を出すということで、話し聞いてるんで、出してください。それだけで。

野村：嫌です。改ざんされてね。こんな言い方されてね。

今野：改ざん、改ざんって、言うけど、それ、後になって、気付いた話でしょ。

野村：えっ？

今野：それ、今週になって、気付いた話しじゃないですか？

野村：文書を見なかったら、改ざんなんて気付きませんよ。あんなところ、変えられるなんてね、僕は思いもしませんでした。

今野：でも、それ、後出しジャンケンじゃないですか？

野村：えっ？

今野：いやいや、後出しジャンケンじゃないですか？そこをネチネチネチネチと、じゃ、あの場で言えばよかったんじゃないか？

野村：あんなところが改ざんされるとは思いませんよ。

今野：じゃ、見ればいっしょが、そこで。

野村：そういう言い方ってあります？

今野：いやいや、そんなこと言うんだったら、そんなの後出しジャンケンで卑怯だ、とかって言うんだったら、そんな、そこで、3回目の開示請求がって、言わなきゃよかったんじゃないですか？

野村：何でも言ってるね、あそこはね、決して・・・

今野：いやいや、それとこれと今、話し違うじゃないですか。

野村：請求を受けてね、何について受けたかということをおね、変えちゃいけない所だし、だから、僕も変えられたことも一度もないしね、だからね、文書のね、開示請求を受けてね、そこに変えられてるとは、思いもしなかったからね。



野村：これを確認する必要があるとはね、頭の端をよぎりもしませんでした。どうぞん、僕が請求した内容が書いてあると思ってましたよ。あなたが言ってるのは、「見ない方が悪い」。

今野：いやいやいやいや、いや。だってその場でさ、見ないから、そういう話になってるんでしょ？

野村：あなたが言ってるのは、「自分は悪くない」とね。「そんなときにね、見ない方が悪い」。よく分かりました。

今野：悪くないとは言っていないですよ、って。

野村：じゃ何ですか？

今野：いや、そ、だから、見ない、だから、その後、3回目の請求出すのと、それとは違うでしょって。

野村：そんなところにね、そんなところを改ざんしてまでね、ITネットだけを出そうとしてるからね。僕もね、白黒はっきりさせよう、って気になったんです。出しませんよ。これ、このままね、このまま、僕は、あの審査請求致しますよ、あなたがね、あなたが改ざんした状態で。後で訂正されたのはね、ちゃん付けるけどね、あなたがね、ここまでね、頑張ってるね・・・

野村：改ざんでも何でもいいです。じゃ。

今野：こっちも、決裁とって、やってるんで。

野村：えっ？誰に決済？

今野：決済とってやってるんで。

野村：いや、今日ね、話してる内容を、誰かの決裁もらってます？ここまで（不明）話ね。

今野：だから、その、決定通知書を送っているの、決裁もらってますんで。改ざんでも、何でもいいですけど・・・

野村：聞いているのはね。あなたはね、この電話の話しの中でね。出さないと、出さないと、もう1回ね、(3回目の請求書を)出してくれという話をね、文書確認してもらってね。僕に伝えようとしてますよね。あなたはね、逐一、副町長にね、報告して、判断を仰いでいるみたいだけどね。今回の話もね、副町長に確認しました？「こういう回答しようと思ってますけど」。

今野：いいえ

野村：してないんですか？

今野：してないですよ。

野村：はい、わかりました。じゃあ、あなたの判断ということで理解しました。結構です。ありがとうございます。

今野：はい。

これは正本である

令和6年1月24日

札幌地方裁判所小樽支部

裁判所書記官 阿部 知 央

